

議案第36号

所沢市環境審議会条例の一部を改正する条例制定について

所沢市環境審議会条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和6年 2月20日提出

所沢市長 小野塚 勝 俊

提案理由

所沢市マチごとエコタウン推進計画（第3期所沢市環境基本計画）の中間改定に伴い、所沢市環境審議会に地域脱炭素化促進事業に関する審議を行わせるため、所要の改正を行うとともに、規定の整備をいたしたく、本案を提案するものである。



## 所沢市環境審議会条例の一部を改正する条例

所沢市環境審議会条例（平成7年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条を削る。

第2条に次の1項を加える。

- 2 審議会は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「温対法」という。）第22条第1項の地方公共団体実行計画協議会とする。

第2条を第1条とし、同条の次に次の1条を加える。

（所掌事務）

第2条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 所沢市環境基本条例（平成9年条例第4号）第9条の所沢市環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 温対法第21条第1項の地方公共団体実行計画の策定及び変更に関すること。
- (3) 温対法第22条の2第1項の地域脱炭素化促進事業計画の協議に関すること。
- (4) その他市長が必要と認めること。

第3条第2項第2号中「民間団体」を「関係団体」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 関係行政機関の職員

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（意見の聴取等）

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、審議会の会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。